



平成 28 年 8 月 26 日

各 位

会 社 名 マミヤ・オーピー株式会社
代表者名 代表取締役社長 鈴木 聰
(コード番号 : 7991 東証第 2 部)
問合せ先 管理統括本部長 水谷 富士也
(TEL. 03-6273-7360 代表)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 28 年 8 月 26 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

(注) 平成 28 年 5 月 20 日に公表した「株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（平成 28 年 8 月 29 日から平成 28 年 10 月 11 日まで。以下「公開買付期間」といいます。）中である平成 28 年 9 月 30 日を基準日、平成 28 年 10 月 1 日を効力発生日（以下「本株式併合効力発生日」といいます。）として、当社普通株式 10 株につき 1 株の割合をもって併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）を決定しております。また、当社は、平成 28 年 10 月 1 日を効力発生日として、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することを決定し、これに伴い、平成 28 年 9 月 28 日をもって、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における売買単位は 1,000 株から 100 株に変更されます。

記

1. 買付け等の目的

当社は、経営の基本方針の一つとして「利益ある成長」を掲げており、利益配分につきましても、将来の事業展開と企業体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、中間及び期末の年 2 回の剰余金配当によって、安定的かつ継続的に株主の皆様への利益還元を実施していくことを基本方針としております。また、本年 6 月開催の定時株主総会において、新たに定款に会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会決議によって自己の株式を取得することができる旨の規定を設けたことで経営環境の変化に即した機動的な資本政策の推進及び株主還元の拡充を図ると共に、単元未満株式の買増請求をすることができる旨の規定を設け、株主の皆様の便宜を図ることで、株主価値のさらなる向上を実現してまいります。

このような方針の下、当社は、当社の親会社である株式会社データ・アート（以下「データ・アート」といいます。）より、その保有する当社普通株式（46,347,000 株、本日現在の当社の発行済株式総数 93,586,700 株に対する割合（以下「保有割合」といいます。）：49.52%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じとします。））の一部を売却する意向がある旨、平成 28 年 6 月上旬に連絡を受けました。

当社は、データ・アートからの連絡を受けて、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響並びに当社の財務状況等を総合的に勘案し、平成 28 年 6 月中旬より、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

その結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（E P S）の向

上や株主資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるものと判断いたしました。具体的な自己株式の取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性の観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の決定に際しては、当社普通株式が東京証券取引所市場第二部に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客觀性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。さらに、当社普通株式の適正な時価を算定するには、市場株価が経済状況その他の様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいと考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。また、ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

上記の検討を経て、当社は、平成 28 年 8 月上旬に、データ・アートに対して、東京証券取引所市場第二部における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値に対してディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診し、同じく同月上旬に前向きに検討する旨の回答を得ました。これを受け、当社は、その後、具体的な条件について検討を行いました（具体的な条件については、後記「3. 買付け等の概要」の「（3）買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」をご参照ください。）。その結果、平成 28 年 8 月中旬に、データ・アートより、当該条件にて当社が本公開買付けの決議をした場合には、その保有する当社普通株式の一部である 1,000,000 株（保有割合：1.07%）を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、平成 28 年 8 月 26 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な方法として本公開買付けを行うこと、並びに本公開買付価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日（平成 28 年 8 月 25 日）までの 1 ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値 123 円（小数点以下を四捨五入。以下、単純平均値の計算において同じとします。）に対して 10% のディスカウントを行った価格である 111 円（小数点以下を四捨五入）をもとに、本公開買付けの決済の開始日が本株式併合効力発生日後の平成 28 年 11 月 2 日の予定であるため、本株式併合により当社普通株式 10 株につき 1 株の割合をもって併合されることを考慮し、10 を乗じた価格である 1,110 円とすることを決議いたしました。なお、本公開買付けにおける買付予定数については、当社の財務の健全性及び安定性を考慮した上で、データ・アート以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から、1,100,000 株（保有割合：1.18%）を上限とすることが適切であると判断し、本公開買付けの決済の開始日が本株式併合効力発生日後の平成 28 年 11 月 2 日の予定であるため、本株式併合効力発生日後の株式数（本株式併合効力発日前の株式数の 10 分の 1）に換算した 110,000 株を上限とすることを決議いたしました。

なお、当社の取締役である峰島重雄及び森田啓文は、それぞれデータ・アートの取締役会長及び代表取締役社長を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有する可能性があることから、本公開買付けに関する当社の取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の監査役である関口正夫は、データ・アートの代表取締役専務を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有する可能性があることから、本公開買付けに関する当社の取締役会の審議及び決議に対して意見を述べることを差し控えております。また、当社の取締役である峰島重雄、森田啓文及び監査役である関口正夫は、当社とデータ・アートとの事前の協議・交渉についても、当社の立場からは参加しておりません。

本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金より充当する予定ですが、当社が平成 28 年 8 月 5 日に提出した第 75 期第 1 四半期報告書に記載された平成 28 年 6 月末現在における連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は 8,513 百万円であり、本公開買付けの買付資金に充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、かかる自己株式の取得は、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えるものではなく、財務の健全性及び安定性を維持できると判断しております。

また、当社はデータ・アートとの間で、平成 28 年 8 月 26 日付で本公開買付けにデータ・アートが本日現在

保有する当社普通株式の一部である 1,000,000 株（保有割合：1.07%、本株式併合効力発生日後：100,000 株）を応募する旨の公開買付けに関する応募契約を締結しております。なお、かかる応募の前提条件は存在せず、本公開買付けに応募しない当社普通株式 45,347,000 株（保有割合：48.45%、本株式併合効力発生日後：4,534,700 株）については、平成 28 年 8 月 26 日現在において今後も継続して保有する見込みである旨的回答を得ております。

当社は、本公開買付けにより取得した自己株式のうち、一部については平成 28 年 8 月 26 日に公表した「簡易株式交換による連結子会社（キャスコ株式会社）の完全子会社化に関するお知らせ」にかかる株式交換（以下「本株式交換」といいます。）において対価として割当てる予定しております。本株式交換において対価として割当てる残りの自己株式につきましては、将来の使途（単元未満株の買増請求、新株予約権の行使に基づく交付、将来的なM&A等の資本戦略への備えを含みますが、これらに限りません。）に応じて充当させていただきますが、その具体的な時期等は未定です。

なお、本公開買付け及び本株式交換により、データ・アートが親会社に該当しないこととなり、新たに当社のその他の関係会社に該当することとなることが判明した場合には、速やかに開示をする予定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

（1）決議内容

株券等の種類	総 数	取得価額の総額
普通株式	110,100 株（上限）	122,211,000 円（上限）

（注1）本公開買付けの決済の開始日は本株式併合効力発生日後の平成 28 年 11 月 2 日を予定しておりますので、取得する株式の総数は、本株式併合効力発生日後の株式数（本株式併合効力発生日前の株式数（1,101,000 株）10 分の 1）を設定しております。

（注2）取得する株式の総数の本株式併合効力発生前に換算した株式数（1,101,000 株）が発行済株式総数に占める割合は、1.18% であります（小数点以下第三位を四捨五入）。

（注3）取得する期間は平成 28 年 8 月 29 日（月曜日）から平成 28 年 11 月 30 日（水曜日）まであります。

（2）当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

（1）日程等

① 取 締 役 会 決 議	平成 28 年 8 月 26 日（金曜日）
② 公開買付開始公告日	平成 28 年 8 月 29 日（月曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	平成 28 年 8 月 29 日（月曜日）
④ 買 付 け 等 の 期 間	平成 28 年 8 月 29 日（月曜日）から 平成 28 年 10 月 11 日（火曜日）まで（29 営業日）

（2）買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,110 円

（注）本公開買付けの決済の開始日は、本株式併合効力発生日後の平成 28 年 11 月 2 日を予定しておりますので、買付け等の価格は、本株式併合により当社普通株式 10 株につき 1 株の割合をもって併合されることを考慮した後の価格（本株式併合効力発生日前の当社普通株式 1 株当たりの買付け等の価格（111 円）に 10 を乗じた価格）を設定しております。

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

当社は、本公開買付価格の算定に際しては、当社普通株式が東京証券取引所市場第二部に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客觀性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。さらに、当社普通株式の適正な時価を算定するには、市場株価が経済状況その他の様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいと考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

上記の検討を経て、当社は、平成 28 年 8 月上旬に、データ・アートに対して、東京証券取引所市場第二部における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値に対してディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診し、同じく同月上旬に前向きに検討する旨の回答を得ました。これを受け、当社は、その後、具体的な条件について検討を行いました。

具体的な条件として、当社は、当社の財務状況、直近の株価動向及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を参考として本公開買付価格について検討を行い、本公開買付けの実施を決議する取締役会開催日の前営業日までの 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して 10% のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付価格とする旨、平成 28 年 8 月中旬にデータ・アートに提案しました。その結果、同じく平成 28 年 8 月中旬に、データ・アートより、当該条件にて当社が本公開買付けの決議をした場合には、その保有する当社普通株式の一部である 1,000,000 株（保有割合：1.07%）を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は平成 28 年 8 月 26 日開催の取締役会において、本公開買付価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日（平成 28 年 8 月 25 日）までの 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値 123 円に対して 10% のディスカウントを行った価格である 111 円（小数点以下を四捨五入）をもとに、本公開買付けの決済の開始日が本株式併合効力発生日後の平成 28 年 11 月 2 日の予定であるため、本株式併合により当社普通株式 10 株につき 1 株の割合をもって併合されることを考慮し、10 を乗じた価格である 1,110 円とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付価格である 1,110 円に相当する本株式併合効力発生日前の当社普通株式 1 株当たりに換算した買付け等の価格 111 円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日である平成 28 年 8 月 26 日の前営業日（平成 28 年 8 月 25 日）の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値 119 円から 6.72%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 123 円から 9.76%、同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 121 円から 8.26%、それぞれディスカウントした金額となります。

②算定の経緯

当社は、経営の基本方針の一つとして「利益ある成長」を掲げており、利益配分につきましても、将来の事業展開と企業体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、中間及び期末の年 2 回の剩余金配当によって、安定的かつ継続的に株主の皆様への利益還元を実施していくことを基本方針としております。

このような方針の下、当社は、データ・アートより、その保有する当社普通株式（46,347,000 株、保有割合：49.52%）の一部を売却する意向がある旨、平成 28 年 6 月上旬に連絡を受けました。

当社は、データ・アートからの連絡を受けて、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響並びに当社の財務状況等を総合的に勘案し、平成 28 年 6 月中旬より、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

た。

その結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（E P S）の向上や株主資本当期純利益率（R O E）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるものと判断いたしました。具体的な自己株式の取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性の観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が東京証券取引所市場第二部に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客觀性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。さらに、当社普通株式の適正な時価を算定するには、市場株価が経済状況その他の様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいと考えました。その上で、本公開買付けに応募せざ当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

上記の検討を経て、当社は、平成 28 年 8 月上旬に、データ・アートに対して、東京証券取引所市場第二部における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値に対してディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診し、同じく同月上旬に前向きに検討する旨の回答を得ました。これを受け、当社は、その後、具体的な条件について検討を行いました。

具体的な条件として、当社は、当社の財務状況、直近の株価動向及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を参考として本公開買付価格について検討を行い、本公開買付けの実施を決議する取締役会開催日の前営業日までの 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して 10% のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付価格とする旨、平成 28 年 8 月中旬にデータ・アートに提案しました。その結果、同じく平成 28 年 8 月中旬に、データ・アートより、当該条件にて当社が本公開買付けの決議をした場合には、その保有する当社普通株式の一部である 1,000,000 株（保有割合：1.07%）を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は平成 28 年 8 月 26 日開催の取締役会において、本公開買付価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日（平成 28 年 8 月 25 日）までの 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値 123 円に対して 10% のディスカウントを行った価格である 111 円（小数点以下を四捨五入）をもとに、本公開買付けの決済の開始日が本株式併合効力発生日後の平成 28 年 11 月 2 日の予定であるため、本株式併合により当社普通株式 10 株につき 1 株の割合をもって併合されることを考慮し、10 を乗じた価格である 1,110 円とすることを決議いたしました。

（4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	110,000 株	－株	110,000 株

（注1）本公開買付けの決済の開始日は本株式併合効力発生日後の平成 28 年 11 月 2 日を予定しておりますので、買付予定の上場株券等の数は、本株式併合効力発生日後の株式数（本株式併合効力発生日前の買付予定の上場株券等の数（1,100,000 株）の 10 分の 1）を設定しております。

（注2）応募株券等の総数が買付予定数（110,000 株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数（110,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

145,100,000円

(注) 買付代金（122,100,000円）、買付手数料その他本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
(公開買付代理人)

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

- ② 決済の開始日

平成28年11月2日（水曜日）

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）

（外国の居住者である株主等（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

- i 日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%）の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は原則として申告分離課税の適用対象となります。

- ii 国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当所得とみなされる金額については、原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

- iii 法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して平成 28 年 10 月 11 日までに租税条約に関する届出書をご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものではありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

② 当社はデータ・アートとの間で、平成 28 年 8 月 26 日付で本公開買付けにデータ・アートが本日現在保有する当社普通株式の一部である 1,000,000 株（保有割合：1.07%、本株式併合効力発生日後：100,000 株）を応募する旨の公開買付けに関する応募契約を締結しております。なお、かかる応募の前提条件は存在せず、本公開買付けに応募しない当社普通株式 45,347,000 株（保有割合：48.45%、本株式併合効力発生日後：4,534,700 株）については、平成 28 年 8 月 26 日現在において今後も継続して保有する見込みである旨の回答を得ております。

③ 平成 28 年 5 月 20 日に公表した「株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、公開買付期間中である平成 28 年 9 月 30 日を基準日、平成 28 年 10 月 1 日を効力発生日として、本株式併合を決定しております。また、当社は、平成 28 年 10 月 1 日を効力発生日として、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することを決定し、これに伴い、平成 28 年 9 月 28 日をもって、東京証券取引所における売買単位は 1,000 株から 100 株に変更されます。

④ 平成 28 年 8 月 26 日に「簡易株式交換による連結子会社（キャスコ株式会社）の完全子会社化に関するお知らせ」を公表しております。当社は、平成 28 年 8 月 26 日開催の取締役会において、平成 28 年 11 月 4 日を効力発生日として、当社を完全親会社、キャスコ株式会社を完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

4. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

データ・アートは、当社議決権の過半数（平成 28 年 6 月 30 日に提出した第 74 期有価証券報告書に記載された平成 28 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数（91,071 個）に対する割合：50.89%）を所有している親会社であることから、本公開買付けによる同社からの自己株式の取得は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められている支配株主との取引等に該当します。

当社が平成 28 年 7 月 7 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、親会社との取引等を行う際には、少数株主の権利を不当に害することのないよう、その可否、条件等につき十分な協議・交渉を行い、当該取引等の通念に照らした妥当性を確保することとしております。

本公開買付けによるデータ・アートからの自己株式の取得に際して、少数株主保護の観点から以下の措置を講じているため、取引内容及び条件は公正かつ適切な手続きを経て決定しており、かかる指針に適合していると判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、データ・アート以外の株主にも一定の検討期間を与えた上で市場価格の動向を見ながら応募する機会が確保されている公開買付けの手法によって実施することとしております。

また、買付価格については、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出ができるだけ抑えるべく、市場価格を下回る買付価格とするため、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることといたしました。

さらに、当社の取締役である峰島重雄及び森田啓文は、それぞれデータ・アートの取締役会長及び代表取締役社長を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有する可能性があることから、本公開買付けに関する当社の取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の監査役である関口正夫は、データ・アートの代表取締役専務を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有する可能性があることから、本公開買付けに関する当社の取締役会の審議及び決議に対して意見を述べることを差し控えております。また、当社の取締役である峰島重雄、森田啓文及び監査役である関口正夫は、当社とデータ・アートとの事前の協議・交渉についても、当社の立場からは参加しておりません。

なお、平成 28 年 8 月 26 日開催の当社取締役会において、峰島重雄、森田啓文及び関口正夫以外の取締役及び監査役が出席の上、出席取締役の全員一致により、本公開買付けを実施することを決議するとともに、出席監査役全員から、本公開買付けを実施することに異議がない旨の意見が述べられております。

また、下記「（ウ）当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載のとおり、当社は、本公開買付けの公正性を担保するため、データ・アートとの間に利害関係を有せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがない当社の独立役員である社外監査役 2 名（渡邊光治、衛藤重徳）から、本公開買付けは当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見書を平成 28 年 8 月 26 日に取得しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、平成 28 年 7 月上旬に、データ・アートとの間に利害関係を有せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない当社の独立役員である社外監査役 2 名（渡邊光治、衛藤重徳）に対し、本公開買付けは当社の少数株主にとって不利益なものでないかについての意見を依頼いたしました。当該社外監査役は、当社取締役会での検討を含め、当社から、本公開買付けの目的及び経緯、買付価格の算定方法その他の諸条件、本公開買付けに関する当社の意思決定における手続の適正性・公正性等についての説明を受け、検討を行いました。その結果、当社は社外監査役 2 名より本公開買付けに係る当社の意思決定について、以

下の点を総合的に考慮して、当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見書を平成28年8月26日に取得しております。

- (i) 本公開買付けは、当社の事業上又は財務上の観点から不合理なものと認められないこと。
- (ii) 自己株式の具体的な取得方法については、データ・アート以外の株主にも一定の検討期間を与えたうえで市場価格の動向を見ながら応募する機会が確保されている公開買付けの手法によって実施され、また、本公開買付けの内容も、株主間の平等性、取引の透明性の観点からデータ・アート以外の株主にとって特段不利益な内容ではないこと。
- (iii) 本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格を買付価格としており、データ・アートに特に有利な条件での取引には該当しないものと考えること。
- (iv) 本公開買付けの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除するための措置として適正・公正な措置がとられていること。

(ご参考) 平成28年6月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く） 93,574,430 株

自己株式数 12,270 株

以上